

# 特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則の概要について

農林水産部水産局  
漁業資源課

## 1 改正の理由

県では、漁業法の規定に基づき、特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定めるため、特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（以下「規則」という。）を定めている。

この度、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号。以下「改正法」という。）による漁業法の改正により、漁獲可能量（TAC）による資源管理を行う水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして漁業法施行規則（以下「省令」という。）第16条の2で定める特別管理特定水産資源（くろまぐろ（30kg以上））について、特定水産資源とは規定を分けて、漁獲量等の報告等に関する規定が定められた。

改正法が令和8年4月1日から施行されることから、改正法による漁業法の改正等を踏まえ、規則に関して所要の改正を行った。

## 2 改正の概要

### (1) 趣旨規定の改正

規則制定の根拠となる漁業法の規定として、漁業法第26条第2項及び第30条第2項を追加するとともに、これに伴う所要の規定の整理を行った。

（規則第1条関係）

### (2) 漁獲量等の報告に関する規定の改正

- 改正法による漁業法の改正により、特定水産資源とは規定を分けて特別管理特定水産資源に係る漁獲量等の報告等に関する規定が設けられたことを踏まえ、特定水産資源の漁獲量等の報告の方法を定める規定に関して所要の規定の整備を行った。

（規則第2条第1項関係）

- 改正法による漁業法の改正に伴う省令の改正により、特定水産資源とは規定を分けて特別管理特定水産資源に係る漁獲量等の報告期間に関する規定が設けられたことから、特定水産資源の漁獲量等の報告期間の計算について定める規定に関して所要の規定の整備を行った。

（規則第2条第3項関係）

## 3 施行期日

令和8年4月1日